・　個人データに対するアクセス権限を付与する従業者数の最小化、及び従業者に付与するアクセス権限の最小化
・　個人データを取り扱う情報システムについて、同時利用者数の制限や利用時間の制限
・　個人データを取り扱う情報システムの無権限アクセスからの保護（ファイアウォール、ルータの設置等）
・　個人データにアクセスすることができる者を許可する権限の適切な管理

イ　個人データのアクセス記録・監視
・　個人データへのアクセスや操作内容の記録（なお、当該記録についても、漏えい、滅失及びき損からの適切な保護が必要である。）・監視

ウ　個人データを取り扱う情報システムに対する不正ソフトウェア対策
・　ウイルス対策、その他セキュリティ対策用ソフトウェアの導入及び定期的な安全性確認・アップグレード

エ　個人データの移送・送信時対策
・　移送・送信時における個人データの暗号化等、紛失・盗難対策

オ　その他の対策
・　個人データを取り扱う情報システムの動作確認時のテストデータに個人データを利用することの禁止
・　情報システムの変更時におけるセキュリティの検証
・　情報システムの使用状況の監視

3　従業者の監督（法第21条関係）

⑴　債権回収会社は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、個人データを取り扱う従業者に対する教育及び研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講ずる必要がある。

⑵　「従業者」とは、債権回収会社内の指揮命令系統に属し、業務に従事している者であり、雇用関係にあることは要件ではない。例えば、取締役、監査役等の役員及び指揮監督下にある派遣労働者等もこれに該当する。

⑶　「必要かつ適切な監督」については、「第７．２　安全管理措置（法第20条関係）」⑵イを参照すること。

4　委託先の監督（法第22条関係）

⑴　債権回収会社は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

⑵　「委託」とは、契約の形態・種類を問わず、債権回収会社が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行うよう依頼する契約をいう。

⑶　「必要かつ適切な監督」として、次のような措置を講ずることとする。

ア　委託先の選定

例えば、個人データの適切な管理を行う能力に関する委託先の評価及び選定基準を設定し、当該基準に従って委託先を選定する。

イ　委託契約に盛り込む事項

委託先との契約には、具体的な安全確保措置等に関する事項として、例えば、次の事項を明記する。
・　委託者及び受託者の責任の明確化に関する事項
・　再委託に関する事項（再委託の禁止又は再委託する場合の個人データ保護の水準の条件等）
・　個人データの取扱いの制限に関する事項（委託契約範囲外の取扱いの禁止等）に関する事項
・　個人データの取扱いに係る安全管理措置に関する事項
・　個人データの管理状況の報告及び監査に関する事項
・　個人データの漏えい等発生時の対処に関する事項
・　委託終了時における個人データの返還・消去に関する事項
・　契約に違反した場合における契約解除の措置その他必要事項（「その他必要事項」としては、善良なる管理者の注意義務及び漏えい等事案発生時における被害に対する損害賠償責任などがある。）

ウ　委託先の管理

例えば、定期又は随時に委託先に対する監査等を行い、措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善すべき事項があれば必要な措置を講ずる。

⑷　委託先が再委託を行う場合には、委託先が再委託先に対して必要かつ適切な監督を行っているかについても監督しなければならない。

第８　個人データの第三者提供に関する義務

1　第三者提供の制限に関する原則（法第23条第１項関係）

⑴　債権回収会社は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

⑵　「第三者」とは、個人データを提供しようとする債権回収会社及び当該個人データに係る本人のいずれにも該当しない者をいい、自然人、法人その他の団体を問わない。

⑶　「同意」については、「第２．11　本人の同意」と同様であるが、さらに、次の事項を本人に対してあらかじめ書面で示した上で同意を得ることとする。

ア　個人データの提供先の第三者の氏名又は名称及び連絡先

イ　第三者に提供される個人データの項目

ウ　提供先での個人データの利用目的

2　第三者提供の制限に関する例外（法第23条第１項関係）

⑴　次に掲げる場合は、１の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。

ア　法令に基づく場合

なお、当該法令に、第三者提供を受ける相手方についての根拠のみあって、第三者提供をする義務までは課されていない場合には、債権回収会社は、当該法令の趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

イ　人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

ウ　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

エ　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して債権回収会社が協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、個人データを第三者に提供する場合

なお、債権回収会社は、任意の求めの趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

上記アからエに該当する例は、「第４．３　利用目的による制限（法第16条関係）」の⑶と同様である。

⑵　債権譲渡に付随して譲渡人から譲受人に対して当該債権の管理に必要な範囲において債務者及び保証人等に関する個人データが提供される場合には、法第23条により求められる第三者提供に関する本人の同意が推定されるものとして、また、債権の譲渡に関連して行われるデューデリジェンスや譲受人の選定等、当然必要な準備行為についても、債権の管理に必要な範囲に含まれることから同意の推定が及ぶものとして取り扱って差し支えない。なお、本人たる債務者又は保証人等が債権譲渡に伴う個人データの第三者提供について明示的に拒否する意思を示し、これにより、当該債権の管理に支障を来し、債権の譲渡人又は譲受人の財産等の保護のために必要な場合には、法第23条第１項第２号に該当する。